

平成31年度当初予算、平成30年度第二次補正予算の決定

去る12月21日に閣議決定された平成30年度第二次補正予算案と平成31年度当初予算案のうち林野庁関係部分の概要をご紹介します。

平成31年度当初予算については、公共事業費・非公共事業費総額で前年度額を大幅に上回る3,433億円(対前年度比114.6%)を確保したところです。特に公共事業(治山事業・森林整備事業)においては、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に取り組むこととし、当初予算では2,269億円(対前年度比126.0%)、第一次補正・第二次補正を加えると2,646億円という、10年前の当初予算の規模を上回る水準となったところです。

主要事業ごとのポイントは次のとおりです。

平成31年度 林野関係予算の概要

平成30年12月

区分	30年度 予算額	31年度概算決定額			30年度補正追加額		C+D+E
		「臨時・ 特別の 措置」を 含まない A	「臨時・ 特別の 措置」 B	概算 決定額 C= A+B	1次補正 D	2次補正 E	
公共事業費	1,900 億円	1,929 億円 (101.5%)	441 億円	2,370 億円 (124.7%)	468 億円	493 億円	3,331 億円
一般公共事業費	1,800	1,827 (101.5%)	441	2,269 (126.0%)	52	325	2,646
治山事業費	597	606 (101.5%)	250	856 (143.3%)	52	143	1,051
森林整備事業費	1,203	1,221 (101.5%)	192	1,413 (117.4%)	—	182	1,595
災害復旧等事業費	100	101 (101.7%)	—	101 (101.7%)	416	168	685
非公共事業費	1,097	1,063 (97.0%)	—	1,063 (97.0%)	1	266	1,330
合計	2,997	2,992 (99.8%)	441	3,433 (114.6%)	469	759	4,661

(注) 1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び農山漁村振興交付金に、林野関係事業を措置している。
2 「臨時・特別の措置」とは、重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に係る分である。
3 ()内の数字は前年度比。
4 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

平成31年度当初予算

林業成長産業化総合対策 [241億円(235億円)]

我が国の森林が本格的な主伐期を迎える中、今年4月から施行される森林経営管理法に基づく森林経営管理制度によって、森林経営の集積・集約化、林業の成長産業化を強力に推進することが重要であり、林野関係予算トータルでの支援を進めていく考えです。

特に、川上から川下までを総合的に支援する「林業成長産業化総合対策」(241億円(235億円))では、森林資源の循環利用の促進に向け、特に川中・川下への木材需要を拡大するための支援(CLTやJAS無垢材の普及支援、非住宅建築物への木材利用促進、輸出促進、地域内エコシステムの構築促進)の拡充を図りました。これに加え、林業の高効率化の実現に向けたICT等を活用したスマート林業の取組を引き続き支援するほか、新たな取組として、流通全体の効率化に向け、川上から川下までに至る各事業者間での情報共有を通じたマッチングを促し、効率的なサプライチェーンの構築の支援を図ります。

平成30年度第二次補正予算

合板・製材・集成材国際競争力強化対策 [392億円]

TPP及び日EU・EPA対策として、29年度補正で措置した「合板・製材・集成材国際競争力強化対策」について、30年度第二次補正でも同水準の392億円(29補正:400億円)を措置しています。

今回の措置では、これまでの対策により川中の加工施設の整備が着実に進展してきたことを踏まえ、川上・川下それぞれにの対策をより一層強化しています。

具体的には、原木の低コスト供給を加速化するため、川上対策として、路網整備・間伐材生産に加え、低コストな人工造林を新たに支援します。

また、川下の消費拡大対策を拡充し、JAS構造材等の

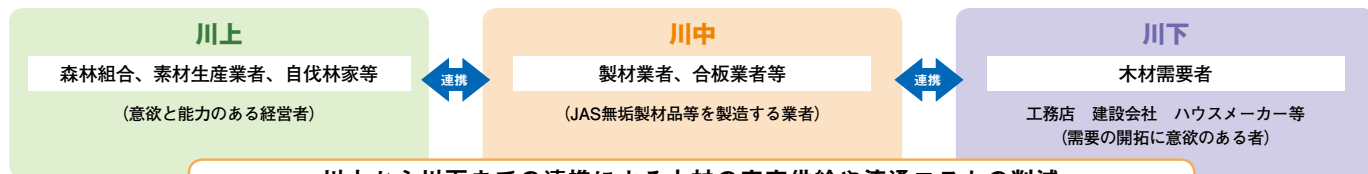
林業成長産業化総合対策<一部公共>

[平成 31年度予算概算決定額
24,050(23,470) 百万円]

<対策のポイント> 新たな森林管理システムの下で森林の経営管理を担う意欲と能力のある経営者の育成や経営の集積・集約化を進める地域への路網整備・高性能林業機械の導入、川上から川下までを結ぶサプライチェーンの構築による流通コストの削減、CLT等の利用促進など木材需要の拡大等の取組を総合的に支援します。

<政策目標> 国産材の供給・利用量の増加(30百万 m³ [平成 29年] → 40百万 m³ [平成 37年])

<事業の全体像>



川上から川下までの連携による木材の安定供給や流通コストの削減

川上・川下連携による成長産業化支援対策

- | | | | |
|--|---|--|--|
| スマート林業構築推進事業 | 木材生産高度技術者育成対策
現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 | 木材産業・木造建築活性化対策 | 木材需要の創出・輸出力強化対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ICTの活用支援(需給マッチング、路網整備の効率化のための人材育成等) 「緑の雇用」による施業現場の管理者の育成や労働安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ICT活用支援(需給マッチング、路網整備の効率化のための人材育成等) 「緑の雇用」による施業現場の管理者の育成や労働安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな需要につながる非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進 高付加価値製品による海外需要の開拓 CNFなどのマテリアル開発支援等 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな需要につながる非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進 高付加価値製品による海外需要の開拓 CNFなどのマテリアル開発支援等 |

林業・木材産業成長産業化促進対策

<持続的林業確立対策>

意欲と能力のある経営者に森林の経営管理の集積・集約化が見込まれる地域に対し重点的に支援

- 路網整備
- 高性能林業機械導入(購入、リース)
- 増出間伐の推進
- 資源高度利用型施業
- 主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- 早生樹のモデル的な造林
- コンテナ苗生産基盤施設等整備
- 造林のコスト削減に資するコンテナ苗の安定供給
- 意欲と能力のある経営者の育成
- 出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
- 森林整備地域活動支援対策等
- 施業の集約化に向けた境界の明確化
- 山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 林業成長産業化地域保全対策事業
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策(鳥獣害、病虫害対策等)

<木材産業等競争力強化対策>

意欲と能力のある経営者との連携を前提に支援

- 木材加工流通施設等の整備
- 需要ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築
- 木造公共建築物等の整備
- CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- 地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設の整備
- 地域経済で重要な役割を果たすこのほた場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業

- 森林経営管理システムを活用して先進的に取り組む地域をモデルとしてソフト支援

森林整備事業(公共)

- 幹線となる林業生産基盤整備道等を重点的に整備

林業・木材産業金融対策

- 利子助成や債務保証、低利融資などの実施により、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する支援を充実

部材調達実証支援、CLTを活用した建築実証支援に加え、新たに非住宅及び住宅の外構部の木質化を支援することとしています。

公共事業

森林整備事業

[31当初:1,221億円(1,203億円)、臨時・特別の措置 192億円]

[30第二次補正:182億円]

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、間伐や路網整備、再造林等を支援します。特に、森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道を、パラスよく整備します。加えて、効率的な森林整備のための航空レーザ計測等を実施します。

また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、緊急点検を実施し判明した、山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、山地災害の未然防止や林道機能の確保等を図るため、荒廃森林の間伐や森林の緊急造成、法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備等を実施します。

治山事業

[31当初:606億円(597億円)、臨時・特別の措置 250億円]

[30第一次補正:52億円、30第二次補正:143億円]

多様化する山地災害に対する山地防災力強化のため、総合的な流木対策や火山噴火・山火事対策、地すべり対策等を推進します。

また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、緊急点検を実施し判明した、山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策、流木対策や海岸防災林の整備を実施します。